



ワイン醸造実務ニュース (Oe-2/2022)

国税庁関連の案件 2 件のパブリックコメント (e-Gov パブリックコメント) が募集中です

募集案件：亜硫酸水素カリウム液及びリン酸塩類の物質名を明確化

(改訂案の概略)

亜硫酸水素カリウム液

告示改訂：果実酒、甘味果実酒、ビール、発泡酒を対象として亜硫酸水素カリウム液を明確化

通達改訂：亜硫酸水素カリウム液の使用目的として酸化防止に追記

法令解釈通達 (基本通達)：酒類製造中に混和しても原料とみなさない物品に追記

リン酸塩類の物質名の明記

法令解釈通達 (基本通達)：リン酸塩類 (カリウム、カルシウム、アンモニウム) の記載方法

- ・酸性リン酸カリウム ⇒ リン酸二水素カリウム、リン酸水素二カリウム
- ・酸性リン酸カルシウム ⇒ リン酸二水素カルシウム
- ・リン酸アンモニウム ⇒ リン酸二水素アンモニウム、リン酸水素二アンモニウム

募集案件は下記 URL に記載されています。ご意見等あれば各自でここから応募してください。

- ・果実酒、甘味果実酒、ビール、発泡酒を対象として亜硫酸水素カリウム液が追加

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=410040001&Mode=0>

- ・リン酸塩類 (カリウム、カルシウム、アンモニウム) の物質名記載方法

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=410040002&Mode=0>

(解説)

- ・亜硫酸水素カリウム液

亜硫酸水素カリウム (Potassium bisulfite 分子式  $\text{KHSO}_3$ ) 2 分子から水 1 分子がとれたものがピロ亜硫酸カリウム (Potassium pyrosulfite 分子式  $\text{K}_2\text{O}_5\text{S}_2$ 、別名：メタ重亜硫酸カリウム Potassium metabisulfite) である。

食品衛生法ではもともと「亜硫酸塩」と記載されていたが、昭和 32 年 7 月 31 日の改正で「メタ重亜硫酸カリウム」と記載された。現在は、これら 2 種の亜硫酸塩は食品衛生法の指定添加物を記載した別表 1 で、「ピロ亜硫酸カリウムの別名」としている。

注) 別表 1.No. 333 ピロ亜硫酸カリウム (別名 亜硫酸水素カリウム、メタ重亜硫酸カリウム)

一方食品添加物公定書では、亜硫酸水素カリウム (白色結晶) ではなく亜硫酸水素カリウム液が記載されている。海外との関係も考慮し、これらの背景を整理する意味からも酒類での使用について明確にしたものと推測できる。

なお、EU では亜硫酸水素カリウムは水溶液の形態で流通、使用されることが多く、今回の措置



で輸入ワインの添加物確認が容易になると推測できる。また EU 法の英語版や OIV などでは「sulfite」と記載されるが、仏語版は「sulphite」と記載されるので検索時には注意が必要である。亜硫酸塩は色々な名称が酒税法関係で記載されているので下表にまとめている。

法令記載物質名	使用許可時	記載法令	食品衛生法の扱い
二酸化硫黄	酒類	告示	
無水亜硫酸	酒類製造中	基本通達	二酸化硫黄の別名
メチル亜硫酸カリウム	酒類	規則	ピロ亜硫酸カリウムの別名
	酒類製造中	基本通達	
ピロ亜硫酸カリウム	酒類	告示	
亜硫酸水素カリウム液	酒類	告示	公定書に記載
	酒類製造中	基本通達	
亜硫酸水素アンモニウム水	酒類製造中	基本通達	

\*) 亜硫酸水素カリウム液：現在は未記載でパブコメ募集中

・リン酸塩類の物質名

「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（法令解釈通達）」では、多塩基酸の正塩や水素塩（酸性塩）名の記載が複数の物質を纏めた記載方法となっている。これの判別には食品衛生法との関係で確認する必要がある。食品衛生法記載の名称に統一されることで、ワイン製造時の使用薬剤の確認や海外ワイン等との照合が容易になると思われる。

注) 正塩：カチオンと置換できる水素を含まない

水素塩（酸性塩）：多塩基酸の水素の一部だけがカチオンで置換された塩

基本通達記載名	左記の対象物質	備考（左記以外の食品添加物）
酸性リン酸カリウム	リン酸水素二カリウム	リン酸三カリウム*)
	リン酸二水素カリウム	
酸性リン酸カルシウム	リン酸二水素カルシウム	リン酸一水素カルシウム*)
		リン酸三カルシウム*)
リン酸アンモニウム	リン酸水素二アンモニウム	通称 DAP
	リン酸二水素アンモニウム	通称 MAP

\*) リン酸塩のうち「酸性」と付さない塩類

以 上

文責 （一社）葡萄酒技術研究会 専務理事 村上安生